



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年7月3日（金） 第9813号

目次

ページ

告 示

○道路の区域変更（道路管理課）	2
○道路の供用開始（同）	2
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正（会計管理課）	2
○同	3

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請（県民活動支援・広聴課）	3
○同	3
○毒物劇物取扱者試験の実施（薬務課）	4
○土地改良区の定款変更認可（農村整備課）	4
○都市計画区域区分変更の県原案（都市計画課）	5
○公聴会の開催（同）	5

雑 報

○令和元年度群馬県市町村職員共済組合の決算の要旨（市町村課）	6
--------------------------------	---

人事委員会公告

○令和2年度群馬県職員採用Ⅲ類試験の実施	8
○令和2年度群馬県職員採用試験（社会人経験者）の実施	10
○令和2年度群馬県職員採用試験（就職氷河期世代）の実施	12
○令和2年度群馬県警察官B等採用試験	14

■ 告 示

◎群馬県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月3日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	川内堤線	桐生市川内町五丁目627番の3地先から同市同582番の1地先まで	前	9.3～11.0	90.0
			後	9.3～11.0 12.0～13.0	90.0 120.0

◎群馬県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月3日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	下里見安中線	安中市下秋間字吉ヶ谷津4483番地先から同市同字同4441番の4地先まで	令和2年7月3日

◎群馬県告示第186号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、令和2年6月19日から適用する。

令和2年7月3日

群馬県知事 山本 一 太

「一般財団法人高崎市都市整備公社 高崎市八島町222 JR高崎駅東口3階（高崎駅フォトセンター）」を
 「一般財団法人高崎市都市整備公社 高崎市八島町222 JR高崎駅東口3階（高崎駅フォトセンター）」に改
 廣兼喜久恵 高崎市飯塚町1124 ウエハラビル202号（ひろかね行政書士事務所）」に改
 める。

◎群馬県告示第187号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、令和2年6月1日から適用する。

令和2年7月3日

群馬県知事 山本 一 太

「有限会社湊屋商店 沼田市下之町877（横山鉄砲火薬店）」を「有限会社湊屋商店 沼田市下之町877
株式会社菊屋 沼田市下之町1008
（横山鉄砲火薬店）」に改める。

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和2年7月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和2年6月24日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あかぎの森のようちえん
- 3 代表者の氏名 棚島隼人
- 4 主たる事務所の所在地 伊勢崎市香林町一丁目90番地3
- 5 定款に記載された目的 この法人は、幼児・青少年の自然体験に関する事業を行い、不特定かつ多数の者へ体験活動の機会の提供と重要性を伝え、さらに多くの幼児・青少年が自然体験を行う機会を多く得られるようにすることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和2年7月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和2年6月22日
- 2 特定非営利活動法人の名称 NPO法人ステップOneミサト

- 3 代表者の氏名 小池千津子
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市箕郷町矢原1059番地55
- 5 定款に記載された目的 この法人は、精神障がい者に対して、地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い、障がい者福祉の増進及び障がい者が安心して暮らせる街づくりの実現に寄与することを目的とする。

群馬県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年群馬県規則第27号）第1条の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和2年7月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 試験日時 令和2年10月25日（日）午後2時から午後4時まで
- 2 試験場所 前橋市上沖町323-1 群馬県公立大学法人県民健康科学大学
- 3 試験の種類
 - (1) 一般
 - (2) 農業用品目
 - (3) 特定品目
- 4 試験科目
 - (1) 筆記試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
 - (2) 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法（筆記方式）
- 5 受験手数料 10,700円（群馬県証紙又は払込書による。）
- 6 試験願書
 - (1) 願書配布 群馬県健康福祉部薬務課、県内の各保健福祉事務所及び中核市（前橋市及び高崎市）の保健所において願書を配布する。
 - (2) 願書受付 願書は、令和2年8月31日（月）から9月4日（金）（9月4日の消印有効）までの期間、群馬県健康福祉部薬務課において郵送のみ受け付ける。
- 7 問合せ先 試験についての問合せは、群馬県健康福祉部薬務課にすること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により保美溜池土地改良区の定款の変更を令和2年6月23日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年7月3日

群馬県知事 山本 一 太

太田都市計画区域区分について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和2年7月3日

群馬県知事 山本 一 太

太田都市計画区域区分を次のように変更する。

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分 次の区域を新たに市街化区域に編入する。
 東金井東今泉地区 面積約42.1ha 太田市東金井町及び東今泉町の各一部
 別所脇屋地区 面積約32.8ha 太田市別所町、脇屋町及び沖野町の各一部
 飯塚東矢島地区 面積約58.6ha 太田市飯塚町、西矢島町及び東矢島町の各一部
 富若地区 面積約8.2ha 太田市富若町及び東新町の各一部
 只上地区 面積約9.3ha 太田市只上町及び東新町の各一部
 別所脇屋新田小金井地区 面積約34.8ha 太田市別所町、脇屋町及び新田小金井町の各一部
 新田上中地区 面積約7.3ha 太田市新田上中町の一部
 丸山地区 面積約8.5ha 太田市丸山町の一部
- 2 人口フレーム 人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

区 分	年 次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		476.8千人	おおむね451.0千人
市街化区域内人口		334.3千人	※ おおむね317.8千人
配分する人口		—	おおむね319.2千人

※ 令和7年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口は想定されていない。

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、太田都市計画区域区分に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和2年7月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 開催期日及び場所 令和2年7月31日（金）午後2時から 太田市役所3階大会議室
- 2 作成しようとする都市計画の案 太田都市計画区域区分の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県太田土木事務所及び太田市都市政策部都市計画課において、令和2年7月3日（金）から同月17日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和2年7月17日（金）までに下記に到着するよう提出すること。

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課

- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。

なお、公述時間は、10分以内とする。

5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。

6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654

別記様式

太田都市計画区域区分の変更（第8回定期見直し）に関する公述申出書		年 月 日
群馬県知事 山本 一太 あて		
令和2年7月3日付け群馬県報に連載された太田都市計画区域区分の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。		
1 公述申出人	住所	電話番号
	氏名	印 年齢 職業
2 都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）		
3 意見の要旨（別紙のとおり）		

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

■ 雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、令和元年度決算の要旨を公告する。

令和2年7月3日

群馬県市町村職員共済組合 理事長 清水 聖 義

損益計算書の要旨

（単位：千円）

	経 理 区 分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金預託金管理	経過的長期預託金管理	業務	保健	貯金	貸付	物資
収 入	負 担 金	6,181,161	17,332,392	905,993	131,984			241,055	230,388			
	掛金（組合員保険料）	6,254,691	11,038,889	905,983					225,487			
	組合員貸付金利息										31,895	
	利息及び配当金	934					15,273	162	139	1,236,324		16,425
	そ の 他 収 入	894,194						105,660	21,300	2,680	263	3,624
	他経理からの繰入金							35,280				
	前年度繰越支払準備金	834,567										
計	14,165,547	28,371,281	1,811,976	131,984	15,273	0	382,157	477,314	1,239,004	32,158	20,049	
給 付 金	給 付 金	5,469,169										
	役 職 員 給 与							148,432	16,647	17,344	11,296	

支 出	厚生費						226	417,771	30	10		
	特定健康診査等費							15,806				
	旅費・事務費						22,844	4,210	4,829	1,977	1,145	
	委託費						15,973	8,260	1,334	1,524	1,219	
	支払利息				15,273				1,272,323	3,147	12,126	
	退職者給付拠出金	256										
	前期高齢者納付金	2,931,654										
	後期高齢者支援金	2,610,242										
	病床転換支援金	13										
	介護納付金	1,249,315										
	連合会払込金	160,956									1,775	
	連合会拠出金	818,186										
	負担金払込金		17,332,392	905,993	131,984							
	掛金(組合員保険料)払込金		11,038,889	905,983								
	他経理へ繰入金	35,280										
	その他支出	6,202						174,869	18,598	8,953	10,507	1,489
	次年度繰越支払準備金	812,731										
計	14,094,004	28,371,281	1,811,976	131,984	15,273	0	362,344	481,292	1,304,813	30,236	15,979	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	71,543	0	0	0	0	0	19,813	△3,978	△65,809	1,922	4,070	

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過の 長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	貯金	貸付	物資
資 産	流動資産	3,892,519	450			34,876	728,668	606,783	12,463,498	12,360	1,304,899
	固定資産					1,439,000		270	98,361,197	2,453,563	
	繰延資産										
資産合計	3,892,519	450	0	0	1,473,876	0	728,668	607,053	110,824,695	2,465,923	1,304,899
負 債	流動負債	9,194	450				2,108	12,039	99,188,013	284	511
	固定負債	812,731				1,473,876	159,397	17,000	2,951	258,728	1,208,000
	負債合計	821,925	450	0	0	1,473,876	0	161,505	29,039	99,190,964	259,012
資本剰余金											

純 資 産	利益剰余金	3,070,594						567,163	578,014	11,633,731	2,206,911	96,388
	純資産合計	3,070,594	0	0	0	0	0	567,163	578,014	11,633,731	2,206,911	96,388
負債・純資産合計		3,892,519	450	0	0	1,473,876	0	728,668	607,053	110,824,695	2,465,923	1,304,899

（注）短期経理の掛金には、任意継続掛金を含む。

■ 人事委員会公告

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、令和2年度群馬県職員採用Ⅲ類試験（高校卒業程度）を次のとおり行います。

令和2年7月3日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

- 1 試験区分及び採用予定人員 行政事務（9名程度）、警察事務（7名程度）、学校事務（4名程度）、森林（2名程度）、農業（3名程度）、畜産（1名程度）、設備（1名程度）及び総合土木（2名程度）
- 2 職務内容
 - (1) 行政事務 知事部局、企業局、病院局、教育委員会事務局等に勤務し、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。
 - (2) 警察事務 警察本部又は警察署等に勤務し、警察事務に従事します。
 - (3) 学校事務 県立学校又は市町村立学校等に勤務し、学校事務（学校図書館事務を含む。）に従事します。
 - (4) 森林、農業、畜産、設備及び総合土木 知事部局、企業局等に勤務し、専門的知識を活かした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務に従事します。
- 3 受験資格
 - (1) 年齢及び学歴 平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、学歴は問いません。
 - (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ア 日本国籍を有しない人
 - イ 地方公務員法第16条に該当する人
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (イ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - (ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- 4 試験日及び場所
 - (1) 第1次試験 令和2年9月27日（日）
 - 群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）
 - 群馬県総合交通センター（前橋市元総社町80番4号）
 - 群馬県立前橋女子高等学校（前橋市紅雲町2丁目19番1号）
 - (2) 第2次試験 令和2年10月23日（金）から同年11月10日（火）までの間に群馬県庁で実施の予定（詳細は、第1次試験合格通知書でお知らせします。）

なお、試験日及び場所については予定であり、変更する場合があります。
- 5 試験種目

- (1) 第1次試験
 - ア 教養試験(択一式)
 - イ 専門試験(択一式。森林、農業、畜産、設備及び総合土木のみ実施)
 - (2) 第2次試験
 - ア 人物試験
 - イ 作文試験
- 6 申込手続、受付期間等
- (1) 提出書類 申込書
 - (2) 申込書の配布場所
 - ア 群馬県人事委員会事務局(県庁26階)、県民センター(県庁2階)、県の各行政県税事務所及び群馬県東京事務所(東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館8階)、ぐんま総合情報センター(東京都中央区銀座七丁目10番5号 The ORB Luminous)並びにぐんま暮らし支援センター(東京都千代田区有楽町二丁目10番1号)で配布します。
 - イ 郵送で受験案内を請求する場合は、表に赤で「Ⅲ類試験受験案内請求」と書いた封筒に、宛先を明記した角形2号の返信用封筒(A4判が入る大きさで、140円分の切手を貼ったもの)を同封して、群馬県人事委員会事務局まで請求してください。
 - (3) 申込手続 原則、インターネットにより申込みを行ってください。インターネットによる申込みが困難な場合には、郵送により申込みを行ってください。
 - ア インターネットによる場合 職員採用情報ホームページ(<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>)にアクセスして、「インターネット申込(電子申請)」をクリックし、内容をよく読んで申し込んでください。
 - イ 郵送による場合 申込書に必要事項を記入し、受験票の裏面のはがきに63円分の切手を貼り、群馬県人事委員会事務局に郵送してください。郵送の方法は、簡易書留とし、封筒の表に赤で「Ⅲ類試験〇〇申込」(〇〇には、行政事務、警察事務等の試験区分を記入)と書いてください。
 - (4) 受付期間
 - ア インターネットによる場合 受付期間は、令和2年8月7日(金)から同月24日(月)23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。
 - イ 郵送による場合 受付期間は、令和2年8月7日(金)から同月25日(火)までです。同日までの消印のあるものに限り受け付けます。
 - ウ 期間経過後の申込みは、一切受け付けません。
 - エ 本申込書は、郵便法(昭和22年法律第165号)に規定する信書に該当するため、ゆうメールや宅配便等での送付はできません。
 - オ 同一人からの複数の申込みがあった場合は、人事委員会事務局で最初に受付をしたものを有効とします。
 - (5) 受験票の送付 令和2年9月11日(金)頃受験票を発送しますが、同月18日(金)までに届かない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係(電話027-226-2744)にお問い合わせください。
- 7 合格から採用まで
- (1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。
 - (2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。
 - (3) 採用は、令和3年4月1日の予定です。
- 8 給与 職員採用Ⅲ類試験に合格して採用された人の給料月額は、短期大学卒業者にあつては164,700円、

高等学校卒業者にあつては153,900円（いずれも令和2年4月1日現在）です。ただし、採用前に職歴のある人等は、一定の基準により増額されます。

なお、このほか地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

- 9 その他 申込書提出後の試験区分の変更はできません。また、同一日に実施する試験・選考考査の重複申込みはできません。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、令和2年度群馬県職員採用試験（社会人経験者）を次のとおり行います。

令和2年7月3日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

- 1 試験区分及び採用予定人員 行政事務（14名程度）、森林（3名程度）、農業（2名程度）及び総合土木（2名程度）
- 2 職務内容
 - (1) 行政事務 知事部局、企業局、病院局、教育委員会事務局等に勤務し、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。
 - (2) 森林、農業及び総合土木 知事部局、企業局等に勤務し、専門的知識を活かした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務に従事します。
- 3 受験資格
 - (1) 年齢等 昭和50年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人で、令和2年7月31日の時点において、5年以上の職務経験を有する人（職務経験は、人事委員会が定める要件を満たすものに限ります。）
 - (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ア 日本の国籍を有しない人
 - イ 地方公務員法第16条に該当する人
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (イ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - (ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするものを除く。）
 - エ 現在、群馬県の職員である人（会計年度任用職員及び臨時職員を除く。）
- 4 試験日及び場所
 - (1) 第1次試験 令和2年9月27日（日）

群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）
群馬県総合交通センター（前橋市元総社町80番地の4）
群馬県立前橋女子高等学校（前橋市紅雲町二丁目19番1号）
 - (2) 第2次試験 令和2年10月24日（土）及び同月25日（日）に群馬県庁で実施の予定
 - (3) 第3次試験 令和2年11月21日（土）又は同月22日（日）に群馬県庁で実施の予定なお、試験日及び場所については予定であり、変更する場合があります。

5 試験種目

(1) 第1次試験

- ア 教養試験（択一式）
- イ 専門試験（択一式。森林、農業及び総合土木のみ実施）

(2) 第2次試験

- ア 人物試験
- イ 論文試験（論文試験の採点は、第3次試験で行います。）

(3) 第3次試験 人物試験

6 申込手続、受付期間等

(1) 提出書類 申込書

(2) 申込書の配布場所

ア 群馬県人事委員会事務局（県庁26階）、県民センター（県庁2階）、県の各行政県税事務所、群馬県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館8階）及びぐんま総合情報センター（東京都中央区銀座七丁目10番5号 The ORB Luminous）で配布します。

イ 郵送で受験案内を請求する場合は、表に赤で「社会人経験者採用試験案内請求」と書いた封筒に、宛先を明記した角形2号の返信用封筒（A4判が入る大きさで、140円分の切手を貼ったもの）を同封して、群馬県人事委員会事務局（前橋市大手町一丁目1番1号）まで請求してください。

(3) 申込手続 原則、インターネットにより申込みを行ってください。インターネットによる申込みが困難な場合には、郵送により申込みを行ってください。

ア インターネットによる場合 職員採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）にアクセスして、「インターネット申込（電子申請）」をクリックし、内容をよく読んで申し込んでください。

イ 郵送による場合 申込書及び受験票に必要事項を記入し、受験票に63円分の切手を貼り、群馬県人事委員会事務局に郵送してください。

郵送の方法は、簡易書留とし、封筒の表に赤で「社会人経験者試験〇〇申込」（〇〇には、行政事務等の試験区分を記入）と書いてください。

(4) 受付期間

ア インターネットによる場合 受付期間は、令和2年7月6日（月）から同年8月16日（日）23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。

イ 郵送による場合 受付期間は、令和2年7月6日（月）から同年8月17日（月）までです。同日までの消印のあるものに限り受け付けます。

ウ 期限経過後の申込みは、一切受け付けません。

エ 本申込書は、郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する信書に該当するため、ゆうメールや宅配便等での送付はできません。

オ 同一人からの複数の申込みがあった場合は、人事委員会事務局で最初に受付をしたものを有効とします。

(5) 受験票の送付

ア インターネットによる場合 ぐんま電子申請受付システムにより令和2年9月11日（金）頃受験票を発行します。同月18日（金）頃までにダウンロードできない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2744）に問い合わせてください。

イ 郵送による場合 令和2年9月11日（金）頃受験票を郵送します。同月18日（金）までに届かない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2744）に問い合わせてください。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。

(3) 採用は、令和3年4月1日の予定です。

8 給与 この試験に合格して採用された人の給料月額は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年群馬県人事委員会規則第4号）の規定に基づき決定します。

なお、このほか地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

9 その他 申込書提出後は、試験区分の変更はできません。また、同一日に第1次試験を実施する他の試験区分・選考考査との重複申込みはできません。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、令和2年度群馬県職員採用試験（就職氷河期世代）を次のとおり行います。

令和2年7月3日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

1 試験区分及び採用予定人員 行政事務（3名程度）

2 職務内容 知事部局、企業局、病院局、教育委員会事務局等に勤務し、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。

3 受験資格

(1) 年齢等 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人で、令和2年7月31日の時点において、職務経験が5年未満である人（職務経験は、人事委員会が定める要件を満たすものに限り。）

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条に該当する人

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(イ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするものを除く。）

エ 現在、群馬県職員である人（会計年度任用職員及び任期付職員を除く。）

4 試験日及び場所

(1) 第1次試験 令和2年9月27日（日）

群馬県立前橋高等学校（前橋市下沖町321番地の1）

群馬県立前橋女子高等学校（前橋市紅雲町二丁目19番1号）

群馬県総合交通センター（前橋市元総社町80番地の4）

群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）

(2) 第2次試験 令和2年10月24日（土）及び同年11月17日（火）に群馬県庁で実施の予定

なお、試験日及び場所については予定であり、変更する場合があります。

5 試験種目

(1) 第1次試験

ア 教養試験（択一式）

(2) 第2次試験

ア 人物試験

イ 作文試験

6 申込手続、受付期間等

(1) 提出書類 申込書

(2) 申込書の配布場所

ア 群馬県人事委員会事務局（県庁26階）、県民センター（県庁2階）、県の各行政県税事務所、群馬県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館8階）及びぐんま総合情報センター（東京都中央区銀座七丁目10番5号 The ORB Luminous）で配布します。

イ 郵送で受験案内を請求する場合は、表に赤で「職員採用試験（就職氷河期世代）受験案内請求」と書いた封筒に、宛先を明記した角形2号の返信用封筒（A4判が入る大きさで、140円分の切手を貼ったもの）を同封して、群馬県人事委員会事務局（前橋市大手町一丁目1番1号）まで請求してください。

(3) 申込手続 原則、インターネットにより申込みを行ってください。インターネットによる申込みが困難な場合には、郵送により申込みを行ってください。

ア インターネットによる場合 職員採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）にアクセスして、「インターネット申込（電子申請）」をクリックし、内容をよく読んで申し込んでください。

イ 郵送による場合 申込書に必要事項を記入し、84円分の切手を貼った受験票返信用封筒（長3）と一緒に、群馬県人事委員会事務局に郵送してください。

郵送の方法は、簡易書留とし、封筒の表に赤で「職員採用試験（就職氷河期世代）申込」と書いてください。

(4) 受付期間

ア インターネットによる場合 受付期間は、令和2年7月6日（月）から同年8月16日（日）23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。

イ 郵送による場合 受付期間は、令和2年7月6日（月）から同年8月17日（月）までです。同日までの消印のあるものに限り受け付けます。

ウ 期限経過後の申込みは、一切受け付けません。

エ 本申込書は、郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する信書に該当するため、ゆうメールや宅配便等での送付はできません。

オ 同一人からの複数の申込みがあった場合は、人事委員会事務局で最初に受付をしたものを有効とします。

(5) 受験票の送付

ア インターネットによる場合 ぐんま電子申請受付システムにより令和2年9月11日（金）頃受験票を発行します。同月18日（金）頃までにダウンロードできない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2744）に問い合わせてください。

イ 郵送による場合 令和2年9月11日（金）頃受験票を郵送します。同月18日（金）までに届かない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2744）に問い合わせてください。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて提示された人の中から採

用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。

(3) 採用は、令和3年4月1日の予定です。

8 給与 この試験に合格して採用された人の給料月額、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年群馬県人事委員会規則第4号）の規定に基づき決定します。

なお、このほか地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

9 その他 同一日に第1次試験を実施する他の試験区分・選考考査との重複申込みはできません。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、令和2年度群馬県警察官B等採用試験を次のとおり行います。

令和2年7月3日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

1 試験区分及び採用予定人員 警察官B（男性）（32名程度）、警察官B（女性）（8名程度）、警察官A（男性）第2回（9名程度）及び警察官A（女性）第2回（3名程度）

2 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たります。

3 受験資格

(1) 年齢及び学歴

ア 警察官B（男性） 昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた男性。ただし、次のいずれかに該当する人を除く。

(ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した人又は令和3年3月31日までに大学を卒業する見込みの人

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人

イ 警察官B（女性） 昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた女性。ただし、次のいずれかに該当する人を除く。

(ア) 大学を卒業した人又は令和3年3月31日までに大学を卒業する見込みの人

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人

ウ 警察官A（男性）第2回 昭和62年4月2日以降に生まれた男性で、かつ、次のいずれかに該当する人

(ア) 大学を卒業した人又は令和3年3月31日までに大学を卒業する見込みの人

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人

エ 警察官A（女性）第2回 昭和62年4月2日以降に生まれた女性で、かつ、次のいずれかに該当する人

(ア) 大学を卒業した人又は令和3年3月31日までに大学を卒業する見込みの人

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条に該当する人

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(イ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするものを除く。）

4 試験日及び場所

(1) 第1次試験 令和2年9月20日（日）

群馬県総合交通センター（前橋市元総社町80番4号）

群馬県警察学校（前橋市元総社町80番5号）

群馬県立前橋商業高等学校（前橋市南町四丁目35番1号）

群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）

(2) 第2次試験 令和2年10月に前橋市内で実施の予定（試験の詳細は、第1次試験の合格通知書で通知します。）

(3) 第3次試験 令和2年11月に群馬県庁で実施の予定（試験の詳細は、第2次試験の合格通知書で通知します。）

5 試験種目

(1) 第1次試験

ア 教養試験（択一式）

イ 論（作）文試験（論（作）文試験の採点は、第2次試験で行います。）

ウ 資格技能審査

(2) 第2次試験

ア 人物試験

イ 体力検査

(3) 第3次試験

ア 人物試験

イ 身体外形検査

ウ 身体精密検査

(4) 身体外形検査には、次の合格基準があります。

ア 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。

イ 色覚 職務遂行に支障がないこと。

ウ 聴力 職務遂行に支障がないこと。

エ 五指腕関節その他 職務遂行に支障がないこと。

6 申込手続、受付期間等

(1) 受験案内の配布場所

ア 群馬県人事委員会事務局（県庁26階）、県民センター（県庁2階）、群馬県警察本部（前橋市大手町一丁目1番1号）、県内の各警察署、交番及び駐在所、県の各行政県税事務所、群馬県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館8階）並びにぐんま総合情報センター（東京都中央区銀座七丁目10番5号 The ORB Luminous）で配布します。

イ 郵送で受験案内を請求する場合は、表に赤で「警察官B等試験受験案内請求」と書いた封筒に、宛先を明記した角形2号の返信用封筒（A4判が入る大きさで、140円分の切手を貼ったもの）を同封の上、群馬県警察本部警務課まで請求してください。

(2) 申込手続 原則、インターネットにより申込みを行ってください。インターネットによる申込みが困難な場合には、郵送により申込みを行ってください。

ア インターネットによる場合 職員・警察官採用情報ホームページ (<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>) にアクセスして、「インターネット申込（電子申請）」をクリックし、ぐんま電子申請受付システムから内容をよく読んで申し込んでください。

イ 郵送による場合 申込書及び受験票に必要な事項を記入し、受験票に63円切手を貼り、群馬県警察本部警務課に郵送してください。郵送の方法は、簡易書留とし、封筒の表に赤で「警察官〇〇申込」（〇〇には、試験区分を記入）と書いてください。

(3) 受付期間

ア インターネットによる場合 受付期間は、令和2年7月29日（水）から同年8月17日（月）23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。

イ 郵送による場合 受付期間は、令和2年7月29日（水）から同年8月18日（火）までです。同日までの消印のあるものに限り受け付けます。

ウ 期限経過後の申込みは、一切受け付けません。

エ 本申込書は、郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する信書に該当するため、ゆうメールや宅配便等での送付はできません。

オ 同一人からの複数の申込みがあった場合は、群馬県警察本部警務課で最初に受付をしたものを有効とします。

(4) 受験票の送付 令和2年8月31日（月）頃受験票を発送しますが、同年9月7日（月）までに届かない場合は、群馬県警察本部警務課（電話027-243-0110 内線2652）に問い合わせてください。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、群馬県警察本部長からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。

(3) 採用は、令和3年4月1日の予定です。

8 給与 警察官B採用試験に合格して採用された人の給料月額（地域手当含む。100円未満切捨て）は、短期大学卒業者にあつては201,800円、高等学校卒業者にあつては186,600円です。また、警察官A採用試験に合格して採用された人の給料月額（地域手当含む。100円未満切捨て）は、219,200円です。ただし、大学院を卒業した人、採用前に民間企業等に勤務したことのある人等は、一定の基準により増額されます。

なお、このほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
